# 第3章 消費者被害救済の充実

# 集団的消費者被害回復訴訟制度の主体である特定適格消費者団体との連携等の在り方について

# 1 集団的消費者被害回復訴訟制度

本文P.28

## (1)制度創設の背景

- ○消費者被害は一般に同種の被害が多数発生
- ○一方、訴訟にかかる費用や労力との兼ね合い等から、個々の被害者が自ら訴えを提起することにより被害の回復を図る ことが困難
- ○こうした現状を踏まえ、消費者に、簡易・迅速に被害の回復を図る機会を提供することを目的として制度が創設

### (2)制度の概要

- ○国から認定を受けた消費者団体が消費者に代わって訴訟を追行し、消費者の財産被害を集団的に回復する制度。2段 階型の訴訟制度であることが特徴
- ○この制度の導入により、通常の訴訟を提起することに比べて、時間・費用・労力等における消費者の負担が大幅に軽減 →財産被害にあっても「泣き寝入り」をしていた消費者も、この制度を活用することにより被害回復が可能

### (3)法施行までの国の動き

- ○平成25年12月11日に特例法が公布され、公布の日から3年以内に施行
- ○特定適格消費者団体(以下「団体」という。)の認定基準や報酬及び費用の基準等重要な部分が国の検討会を経て、団体の認定・監督に関する指針等に盛り込まれる予定

## (4)被害回復訴訟の追行主体

- ○適格消費者団体(現在11団体)の中から内閣総理大臣が認定し、監督
- ○新たな認定要件(差止請求の活動実績、被害回復関係業務を安定して継続可能な経理的基礎等)

# 2 被害回復訴訟制度の円滑な実施に向けた課題 <u>本文P.29</u>

# (1)情報面における課題

- ○団体は、事業者に金銭の支払いを求める訴訟であることを踏まえて、より詳細かつ幅広い情報の収集が必要
- ○被害回復訴訟制度の実効性を確保するために、できる限り多くの消費者に周知されることが大変重要であることから、効果的かつ効率的な周知が必要

## (2)体制における課題

- ○被害回復関係業務の遂行に当たっては、多数の消費者との関係が生じるなど、新たな業務が発生。現在の差止請求関係業務に比べて事務作業量が大幅に増加
- ○新たに付加される業務をも安定的・継続的に遂行できる組織体制の整備や専門知識や経験を備えた人材の確保が必要

#### (3)財政面における課題

- ○訴訟費用、仮差押えの担保金や対象消費者への通知・公告にかかる費用が団体の負担
- ○団体は、授権を受けた消費者から、費用及び報酬の支払いを受けることが可能となっているが、個々の消費者からの授権を受ける前の段階においては、いったん団体が全ての費用を支出する必要があり、被害回復訴訟制度の実効性を確保するためには、資金の確保が大きな課題

# 3 特定適格消費者団体との連携等のあり方

本文P.30

## (1)基本的な考え方

- ○被害回復訴訟制度は、消費生活条例に基づく消費者訴訟援助よりも、対象事案は限定されるが、消費者の負担軽減が図られることや多くの消費者へ参加を促すことができる点で、都民の消費者被害回復の機会を拡大
- ○被害回復訴訟制度が有効に活用され、都内の消費者被害が速やかに救済されるためには、訴訟追行主体である団体が継続的に安定した業務遂行が可能になるような環境整備が不可欠
- ○環境整備は、基本的には国の役割であるが、都としても都民の消費者被害救済を図る観点から、国の動向を見極めつつ、団体が活動しやすい環境を整備するために必要な具体的支援策の検討が必要

### (2)情報面における連携について

- ○都は国の動向を見据えるとともに、団体が自主的に情報収集に取り組むことを基本としつつ、 被害回復関係業務の遂行に必要な範囲での情報提供の検討が必要
- ○制度の周知、共通義務確認訴訟の判決内容の周知について、団体と情報共有を密にする、 消費生活総合センターに相談した消費者に対し情報提供する、ホームページ「東京くらしWEB」 等で広く都民に情報発信するなど可能な限りの情報提供の検討が必要

#### (3)財政面における環境整備について

- ○制度はできたものの、財政的な問題により制度が活用されず、都民の消費者被害の被害救済が図られないという事態にならないよう、団体に対する財政支援の検討が必要。ただし、検討に当たっては、団体がこの訴訟追行を自主自立的に運営することが被害回復訴訟制度の基本であることを踏まえることが必要
- ○都の財政支援として、訴訟費用や消費者への通知・公告の費用等の貸付を行うことが考えられるが、貸付の対象とする費用や要件など貸付制度の具体的な内容については、ガイドラインや内閣府令の内容を踏まえた上で十分な検討を行うべき。また、被害回復訴訟制度では、事業者団体等から濫訴のおそれについて指摘されてきた経緯があり、国が制度設計をするにあたりその点が配慮されたという背景を勘案した上で、減免措置を講ずる必要があるかどうかについて、慎重に検討していく必要がある。
- ○一方で、団体の所在地に関わらず、全国の消費者を対象にしている制度であることを鑑みると、 本来的には国においてこの制度が円滑に運用されるために必要な環境整備を行うべき。国に対 して積極的に財政支援を始めとする環境整備を行うよう働きかけることも必要